

第 19 回 全国健康保険協会船員保険協議会 議事録

開催日時：平成 25 年 3 月 19 日（火）18：00～18：50

開催場所：主婦会館プラザエフ

出席者：岩村委員、浦委員、江口委員、大内委員、大谷委員、菊池委員、田付委員、立川委員、田中委員、長岡委員、三木委員（五十音順）

議題：1．平成 25 年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業関係】について
2．船員保険法の一部改正に伴う全国健康保険協会の定款変更について（案）

岩村委員長 それでは、委員の皆さまご出席になられているということでございますので、ただ今から第 19 回船員保険協議会を始めることにいたします。まず委員の交代があったということでございますので、これにつきまして事務局から報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

野中次長 委員の交代につきましてご報告いたします。渡部委員の後任としまして、全日本海員組合の浦委員が 3 月 18 日付けで委嘱されておりますのでご紹介いたします。

浦委員 全日本海員組合の浦といたします。よろしくお願いいたします。

岩村委員長 よろしくお願いをいたします。次に今日の協議会の出席状況でございますけれども、佐々木委員よりご欠席という連絡をちょうだいしております。それでは早速ですが、議事に入りたいと思っております。お手元でございます議事次第にそって進めてまいります。まず議題の 1 番目でございますが、船員保険事業に係る平成 25 年度事業計画および予算案につきまして、事務局の方から資料に基づいて説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

野中次長 まずご報告となりますが、本年 1 月の協議会において、平成 25 年度船員保険の保険料率についてご審議いただき、その後、運営委員会の議を経まして、厚生労働省に認可申請をしておりましたが、本年 2 月 20 日に認可を受けておりますので、ご報告いたします。それでは資料 1 をご覧ください。平成 25 年度事業計画及び予算案についてご説明いたします。この事業計画につきましては、1 月の協議会で 25 年度事業計画主要検討事項をお示しし、委員の皆さまからご意見をちょうだいしたものを踏まえて作成しております。まず 1 ページ目の 1、事業運営の基本方針でございます。協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念に立脚した上で、船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組むという基本的な考

え方に立って、25年度も事業運営に取り組んでまいります。2の項目以降の取り組みにつきましては、24年度の取り組みを引き続き行うこととしておりますので、以下は参考資料の1の新旧対照表により説明させていただきます。

まず2の重点事項で、1の保険運営の企画、実施でございますが、これは保険者機能の発揮、ジェネリック医薬品の使用促進といったものでございます。それから2の船員保険給付等の円滑な実施、これは傷病手当金や特別支給金の給付の実施ということになりますが、これは24年度と同様な取り組みとなりますが、25年度においても引き続き強化を図り取り組んでまいります。次、3の保健、福祉事業の着実な実施についてでございますが、1月の協議会で検討、ご意見をいただいた事項でございます。内容の変更はございませんが、字句などの整理をしているので、再確認の意味も含めて簡単に説明させていただきます。第2期計画の初年度として、効果的な取り組みの推進を図り、以下のような取組みを行うこととします。まず被扶養者の受診率向上のため、1つ目は、被扶養者の受診時の自己負担額の軽減を図り、保険者負担の上限を5,400円から6,825円に引き上げます。2つ目は、希望する被扶養者の方には、被保険者と同様の生活習慣病予防健診が受診できるようにします。3つ目は、受診券、未受診者への勧奨文を直接ご自宅へ送付することとします。次に健診機関の拡大でございます。ポツの4つ目になりますが、これまでも拡大を図ってはきておりますが、現在のところ25年度は一般健診のできるところが、24年度の137カ所から247カ所、総合健診、人間ドックができるところが、8カ所から129カ所とさらに拡大しております。この3月末の健診のご案内には新しい健診機関もお示しし、送付することとしております。合わせてホームページの方にも掲載する予定としております。

次2ページになりますが、その他、手帳健診データの収集強化やオーダーメイドの情報提供冊子を用いての保健指導の利用勧奨、再勧奨と強化を図ってまいります。(2)の健康生活支援のための取組みとしましては、研修会への講師の派遣、それから健診受診者のうち特定保健指導の対象となる方、糖尿病罹患患者などに情報提供冊子をお送りすることとしております。(3)の福祉事業についてでございますが、特に無線医療事業につきましては、前回もご説明させていただきましたが、26年4月から事業の委託先として、地域医療機能推進機構を予定しております。推進機構からは、現在のところ機関決定としての受諾の正式な回答は受けておりませんが、機構の担当者からは、ほぼ間違いのない、そのつもりで準備しているというふうなお話もございましたので、来週、25日の週には当協会理事長名による依頼文書を推進機構の方にお持ちする予定としております。またこれに伴いまして、システム改修等の準備を進めていきたいというふうに考えております。保養事業についても適切かつ着実に実施してまいります。なお来週の25日、月曜日になりますが、お忙しい中ではありますが、ワーキンググループの皆さまによる打ち合わせの開催を予定しておりますので、メンバーの方のご出席をよろしくお願いいたします。

資料の1の4ページにお戻りいただきたいと思っております。4の組織運営及び業務改革につきましては、協会全体の取り組みになりますが、24年度と同様に健康保険事業と一体となっ

て、組織や人事制度の適切な運営、改革、人材育成、業務改革、経費の削減等に取り組んでまいります。6 ページは、各種事業の目標指標になります。健診や保健指導の実施率については、5 か年計画に基づき実施率を掲載しております。7 ページ、8 ページは、事業の事項ごとに、その内容を整理した表になります。9 ページからは予算になります。この予算の(2)の債務負担行為、これは船員保険事業に関しまして、複数年度にわたり契約が必要な事項となります。最終ページになりますが、10 ページでございます。予算案になりますが、平成 24 年度予算と比較した別資料を用意しておりますので、参考資料 2 をご覧いただきたいと思っております。この船員保険勘定は、医療、介護、災害福祉保健の合算ベースとなっております。25 年度の予算の総額は、474 億 300 万円となっております。まず収入の方を見ていただきたいと思っておりますが、保険料等交付金、これが 350 億 7,000 万。被保険者数の減はございますが、保険料の収納率の上昇等により保険料収入は多少増を見込んでおります。ただ、23 年度に未交付であった交付金、これが 20 億ございますが、これが 24 年度に交付されまして、予算枠との関係で 25 年度は約 10 億の未交付が見込まれるということで差し引きしまして約 8 億の減となっております。次に職務上年金給付費等交付金でございますが、これは 63 億の予算としております。これは 21 年の 12 月までに発生した職務上の年金給付について、労災勘定の方から交付金を受けまして、協会が支給しております。ただ対象者の減少によりまして、前年比で 9 億の減となっております。それから計の 1 つ上にありますが、累積収支からの戻入でございますが、これは 14 億 9,100 万となっております。従前は準備金からの戻入という扱いにしておりましたが、この分につきましては、被保険者の保険料負担軽減分が従前 0.35% でございましたが 0.50% に 25 年度から引き上げということになりましたので、この対比で 4 億 5,500 万の前年比増となります。収入の合計は 474 億 300 万、前年対比で 13 億 5,800 万円の減となります。

次に支出の方でございますが、保険給付費が 265 億 3,900 万円、職務上の保険給付や下船後の療養補償が減っておりますので、これは前年対比で 4 億 5,700 万の減となっております。また前期後期高齢者納付金等の拠出金合計が 123 億 2,400 万で、介護納付金は 33 億 4,900 万を見込んでおまして、これらについてはいずれも前年比増となっております。次に業務経費でございますが、業務経費は前年比 3 億 3,000 万の減の 29 億 5,000 万、一般管理費は前年比 2,400 万減の 8 億 6,900 万円を計上しております。なおこの 2 つにつきましては、別の参考資料 3 でもう少し詳しくご説明させていただきます。雑支出の 10 億 2,700 万は、24 年度に職務上給付費の交付金として国の労災勘定から 72 億を受け取りましたが、24 年度分で余剰がありましたので、これをお返しするというものでございます。そのことから、25 年度の職務上の年金給付の交付金は 63 億ということで、実質ベースに予算を組んでおります。次に予備費としまして、例年、保険給付費等の 1% を計上しており、25 年度についても 2 億 9,000 万を計上しております。また累積収支への繰り入れとして 5,500 万円を見込んでおりますが、実質的には予備費と合わせた 3 億約 5,000 万でございますが、それが余剰となり、繰り入れとなる見込みでございます。支出の合計も 474 億 300 万とな

っております。

それでは参考資料の3、こちらをご覧ください。業務経費と一般管理費の内訳になります。まず業務経費のうち、保険給付等業務経費でございますが、前年度と対比して増減が大きいものとして、3行目の届書等の入力、送付経費が、前年比700万減の2,100万としております。理由としましては、備考欄にもありますように、電話対応業務の派遣職員を契約職員に切り替えたことによります。なおこれは、その2つ下の補助員経費と行って来いの関係となりまして、トータルで前年比200万円の減となっております。その下のその他の経費でございますが、これは現在、日本年金機構、労災の関係機関等々と船員保険部が個人情報やりとりをCD等の媒体により行っているところでございますが、事故防止のためにセキュリティ便を導入することとしましたので、それなども含めると約1,000万の増としております。次のレセプト業務経費は前年とほぼ同額の2,500万円を計上しております。次に保健事業経費、こちらの健診費、健診関係事務費でございますが、先ほど事業計画でご説明した健診費用の保険者負担の増、それから被扶養者も生活習慣病予防健診ができる場合の費用などの総額を約4,000万円増と見込んでおりましたが、健診の対象者も減の傾向にあることから、合計でこの2つ合わせまして800万円程度の増の見込みとしております。なお、健診受診者数が目標を超えた場合であっても、健診費用が不足しないよう積算しております。その下の健康づくりに関する経費は、普及啓発冊子や調査研究を休止するということとしましたので2,600万円の減となっております。

2ページをおめくりください。福祉事業経費になりますが、無線医療センター事業経費、こちらは事業の運営主体の変更に伴うシステム改修費用として、約3,300万の増となっております。次に、保養所等の利用による休養等の促進事業費ということでございますが、この保養所にかかる費用につきましては、従来から3億円の範囲以内ということとございましたが、福祉センター3カ所及び気仙沼保養所の一時休止によりまして、1億円の減となり、25年度は2億円を計上しております。次に特別支給金の経費でございますが、24年度から新たな特別支給金などの新しいメニューは増えてございますが、従来からの特別支給金の受給者の減によりまして、前年比2億3,000万の減としております。以上、業務経費合計では、前年比3億3,000万減で29億5,000万円となります。

3ページは一般管理費でございますが、人件費、福利厚生費、その他一般事務費としまして、システム経費、事務室の借料、光熱費、消耗品等の必要な経費を計上しております。いずれも単価の見直し等を行いまして、マイナスの数字が立っているところでございます。一般管理費の合計は前年比2,400万円減で、8億6,900万円となります。以上、業務経費と一般管理費の合計では、3億5,400万減の38億1,900万円となります。

続きまして、参考資料4をご覧くださいと思います。東日本大震災に係る平成25年3月以降の対応についてでございます。まず一部負担金でございますが、全国健康保険協会におきましても、原発事故に伴う警戒区域等の加入者に対します医療機関等窓口での一部負担金の免除につきましては、平成26年2月28日まで延長することいたしました。

なお船員保険の加入者のうち、当該地域に住所を有する方 22 名に対しましては、この 2 月中に免除証明書を交付しております。次に、特定健診等でございますが、健診や保健指導の自己負担額の還付の対象者は、24 年度までは住居の全半壊による方も対象としておりましたが、25 年度は原発事故に伴う加入者のみが対象としました。なお原発事故によるものにつきましては、引き続き国からの補助があるとお聞きしております。以上で 25 年度の事業計画及び予算関係の資料の説明を終わらせていただきます。

岩村委員長 ありがとうございます。それではただ今ご説明いただきました、25 年度事業計画及び予算案につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。では、立川委員。

立川委員 質問をさせていただきたいと思います。まず保険給付等の適正かつ迅速な支払いということで、経過的特別支給金についてですが、前々回ですか、一時金でやるということで結論を得たわけですけれども、これの支給状況といいますか、確か 2 月ぐらいから実際の支給に入っていきますよということをお話を伺っていたかと思うんですが、現在どのような経過になっておるのでしょうか。その辺をお伺いしたいというふうに思います。

岩村委員長 では事務局お願いします。

野中次長 経過的特別支給金の関係で、どれくらい勸奨・支払いが済んでいるかというご質問かと思いますが、まず経過的特別支給金の対象者となる方のデータを、労災の方からもらわないと私も把握できないものですから、昨年 8 月以降にいただいたデータを用いまして対象者を絞り込みいたしました。現在対象者 52 名いらっしゃるわけなんです。現在把握してる段階で、ある程度きちっと確認できた方 35 名の方には勸奨文書を送っております。そのうち 29 名の方、障害の年金と一時金で合わせて 16 件、遺族の年金と一時金合わせまして 13 件で合計 29 名の方についてはお支払いが済んでいるところでございます。また引き続き勸奨業務を、提出されていない方にも、やっていきたいと考えております。

岩村委員長 立川委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

立川委員 追加でよろしいでしょうか。今、昨年 8 月からということをお話を伺ったんですが、確か期間的には平成 22 年の 1 月 1 日からが対象になるということだったはずなんです。その間の部分っていうんでしょうかね、これについてはどうなっているんでしょうか。

岩村委員長 では事務局お願いします。

野中次長 24年8月からデータちょうだいしまして、そのときのデータは、現存者ということでデータちょうだいしております。今、立川委員から言われました22年1月から24年8月までの間に失権といいますか、亡くなられた方とかそういった方の分については、現在、労災の方にデータをもらえないかどうかと掛け合っております。労災の方で管理しているデータというのは、陸上と船の部分とが一緒になっていまして、抜き出しが難しいというふうなこともちょっと言われていますが、引き続きデータ提供を依頼していくということで考えております。失権者ですから、人数的には少ないのかなとは思っていますが、できるだけ、もれなく勧奨するという方向で考えております。

岩村委員長 いかがでしょうか。

立川委員 この論議を進めていく中で、2年も経過しているというような論議もありました。早く支給をしたいといういろいろな論議がございました。そういう意味では、早く把握、勧奨をしていただいて、遅滞のないように支給をしていただきたいというふうに思います。以上です。

岩村委員長 私からもその点、事務局によろしくお願いをしたいと思います。他にいかがでございましょうか。では浦委員。

浦委員 私の方からは意見、質問という形でとらえていただければと思いますけども、私も今回初めてこの協議会に出席させていただきまして、過去の議事録も目を通してきつもりですが、過去において論議されている事項であれば訂正、ご指摘、またはご容赦いただければと思いますが、まず事業計画の基本方針のところの1番最後ですね、3番の事業運営に当たってはというところで、PDCA サイクル等を通じた効率化と、非常にいい言葉が書いてあるとこなんですけど、昨年の事業計画も拝見させていただくと、重点事項の1番、3番、4番というところが、全く同じ記載になっていますね。そこで1点ご質問をさせていただきたいのは、この25年度の事業計画策定にあたっては、まさにこのPDCAですね、CAチェック、改善というところを、まず内部で検討したうえで、この25年度の事業計画を策定されたのか。せっかくだいいい記載があるのに、まさに4番、組織運営、業務改革というところは組織内の話であるので、直ちに手が付けられるような部分であっても全く昨年と同じというのが、全く手が付けられていないのかな、進んでないのかなと。せっかくだいいい事業計画をつくるのであれば、昨年度を踏襲するというのは十分分かりますけれども、やっぱり前年度を検証して、それに対して新しいものをつくるという作業というのは必要なのかなというふうに思います。過去の議事録を見ても、昨年度の事業計画を検証したうえ

でというのがあまり見当たらなかったのが、その辺ってというのは実際内部で検討したうえで、この新たな計画をつくられたのかどうか。もしやっていないのであれば、今後そういう作業が必要ではないかというところを意見、質問という形でさせていただきたいというふうに思います。

岩村委員長 では事務局お願いします。

石塚理事 毎年、まだ24年度は全体の決算、事業実績がまとまってないわけですが、実績が出た段階で、実績報告書をお作りして、厚労省の方にも、厚生労働大臣が事業評価をするという仕組みがありますので、そのための委員会もあるんですけれども、そういった場にもお示しをして、ご指摘をいただき不十分な点は新しい事業計画に反映させる、というサイクルでやらせていただいています。その中で特に1番大きな問題は、特定健診とか特定保健指導の部分が、これは船員保険だけじゃなくて、協会健保本体もそうなんですけど、実績低迷してるというようなことで、ここはしっかりテコ入れをしるということになっていますので、今回の事業計画もそこら辺が新たなメニューを含めて大きく変わったということがございます。もちろん、各給付の適正化、レセ点検ですとか、あるいは被扶養者資格の再確認等、これらは24年度から始まった事業が多いんですけども、まだ始まったばかりでして、メニューとしては同じですけども、前年の結果を踏まえて、もう少しここら辺を工夫を凝らしてやったらいいんじゃないかとか、あるいはここら辺を重点的にやったらいいんじゃないかというようなことで、よくフォローして、事業の具体的な執行の過程でご指摘いただいたようなことを十分念頭に置いて進めさせていただきたいというふうに考えております。

岩村委員長 いかがでしょうか、浦委員。よろしゅうございましょうか。その他いかがでございましょう。田中委員。

田中委員 私の方から2点、意見と要望を申し上げます。4ページですけども、前ページの3ポツから、被扶養者の特定健康診査、これについては前回議論があり、具体的には25年度こういう対応がなされるということでもあります。申すまでもなく、被保険者が通常は乗船中で留守であるということが多いわけですけども、被扶養者に対するこういう保険者負の自己負担額の軽減とか、あるいはこういうきめ細かい対応を取っていただけることについては、まず感謝を申し上げたいと思います。ぜひ25年度にこういうことを、取り組みをして、これが定着をするように取り組みを進めていただきたいと思います。もう1点であります。これもこの協議会でかなり問題意識についてはご指摘をさせていただきました。船員保険病院における無線医療事業、あるいはその無線医療事業と一対の洋上救急、これらの対応について、この議案というか事業計画の中で、また明確にさせていただいてお

ることに、まず感謝を申し上げます。加えて今の事務局説明でありますと、本事業は、船員保険会から、事業運営主体が地域医療機能推進機構に移管をされるわけですが、すでに機構との話に入っているということと、さらには3月25日付で理事長名で依頼文を正式に機構に出していただける。こういった具体的な活動、対応について感謝申し上げるとともに、ぜひこの点についてしっかりと、かつできるだけ早く平成26年4月以降の形について、明確化をお願いをしておきたいと思えます。前回の船員保険協議会以降、我々全日本海員組合のかなり大きな機関会議が何回も行われましたが、この無線医療事業、船員保険病院の運営主体への移管にともなうこの事業の継承についての質問が現場の船員から相当出ております。ですから何回も申し上げますように、洋上を職場とする船員にとっての無線医療事業、あるいはそれに付随を致します洋上救急のシステム、これらの継続的な事業運営ってというのは、船員職業を遂行するうえでの絶対必要不可欠な事業であるということを改めて申しまして、ぜひ25年度の当協会の、福祉事業の1つではあるわけですが、船員保険協議会の主要な事業として、船員職業の遂行においては極めて重要であるということにとらえていただいて、ぜひ理事長の指揮のもと、この事業がしっかりと継承できるようにお願いをしておきたいと思えます。以上です。

岩村委員長 では、事務局何かありますか。はい。

石塚理事 特定健診等につきまして、第2期の初年度ですので、しっかりと取り組みを進めていきたいと思えます。また無線医療につきましても理事長名の文書を、私が機構の方に直接お持ちして、推進機構の責任ある立場の方に周辺の事業のことも含めて十分お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

岩村委員長 その点についてはどうぞよろしく願いをいたします。他いかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。どうぞ、立川委員。

立川委員 福祉事業の関係でございますけれども、最後のポツのところなんですけれども、懇談会の報告踏まえということで、神戸の福祉センターについては存続に向けた売却、他の3福祉センターについては売却ということですが、神戸の扱ってというのは現状どうなっているんでしょうか。協会さんには直接的な関連はないと言われるかもしれないんですが、現状としてこの委員の方たちは、どういう状況にあるのかというのを、知っておく必要があるのではないかとこの委員の方たちは、というふうに思いますので、お答えいただければなと思えます。

野中次長 これはできれば国の方をお願いしたいんですが。

岩村委員長 では厚労省の方でお願いをいたします。

藤田室長 保険課の協会管理室長でございます。よろしくお願いいたします。現在の状況でございますが、年金局に確認したところ、まず1つは境界確定という作業がございまして、これは隣接の所有者の方々との間の手続きになります。最後の1人の方につきまして、今月の初めに同意が得られたということでもあります。それで今月中には境界の確定の手続きは終わるといように聞いております。これから後、条件付きの売却ということではありますが、その協議のための、財務省等々の協議がこれからございますので、それに向けての準備を行っている状況と聞いております。実際に用途指定条件を付しまして、競争入札を行うのがいつぐらいになるかについての現在の見込みではありますが、25年度の前半ぐらいには何とかできないかということで、準備をいろいろやっておるとい状況だと聞いております。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。よろしければ、船員保険事業にかかる平成25年度事業計画及び予算案につきましては、原案通り了承し、この協議会としては特に意見はないということにしたいと思っております。それでよろしゅうございませうか。はい、ありがとうございます。それでは事務局からこの後の手続きについて説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

野中次長 本日お図りしました船員保険事業にかかる平成25年度事業計画及び予算案につきましては3月22日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して認可の申請を行う予定になっております。

岩村委員長 はい、ではそのようよろしくお願いいたします。次に議題の2番目でございます。船員保険法の一部改正に伴う全国健康保険協会の定款変更についてということでございます。まず事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

野中次長 それでは資料の2の方になりますが、資料の2の説明に入ります前に、一言事務局よりお詫び申し上げます。本日の協議会に向けまして、委員の皆さまには事前に議題の概要をご説明させていただきましたが、この議題の2につきましては、大変恐縮ではございますが、本日この場でのご説明となることをご了承いただきたいと思っております。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。では説明させていただきます。船員保険法の一部改正による全国健康保険協会への調査権限の付与につきましては、前回1月の協議会で厚労省から別添、裏面にございますが、別添に基づきまして概要の説明がございました。これは協会けんぽと同様に船員保険においても立ち入り調査の権限を付与するということでございますが、3月8日に国会にこの法案が提出されております。この法案が成立したの

中には、当協会の定款の変更が生じるということとなりますので、本日の議題とさせていただきます。なお定款の具体的な文言につきましては、協会けんぽと調整し、最終的には委員長とご相談させていただきたいと考えております。以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。船員保険法の改正につきましては、すでに前回の協議会におきまして、厚生労働省保険局の方から説明をいただいております。またこの本件の定款の変更というのは、法律の改正に伴う事務的なものでございますので、これについては、この協議会としては了承するということにして、今、事務局の方から提案ありましたように定款の具体的な文言につきましては、私と事務局に一任いただくという扱いにさせていただきたいと存じます。それでよろしゅうございませうか。はい、大内委員どうぞ。

大内委員 内容的には私も全く問題ないというふうに思っています。でもこの2ページ目のところで、私だけが気になっているのかどうか分かりませんが、枠の中の2つ目の丸のところですが、こうした不正を未然に防止する観点から、という表現があるんですが、こうしたというこの表現は上の丸1で不正請求をするものがあるから、未然に防止するというでこういうことにするんだよと、こういう意味合いでイメージに取れるんです。不正行為そのものをさして未然に防止するんだと、こういうことと、こうしたという表現になると不正行為する者が日常的にとはいかないまでも、あるから未然に防止するんだよ、だからこういうふうにするんだというふうにも読み取れてしょうがないんですね。これ船員と船舶所有者が、日常的に今まで不正請求をしてきたからこういうふうにするんだというふうにも読み取れるわけで、こういう表現っていうのは中身的にはたいした問題をするつもりはないんですけども、こういう説明の仕方っていうんですかね、これがイメージとして非常に悪いということを意見として申し上げたいし、できるならこういうイメージがならないような形で不正行為を未然に防止するんだということでの、それだけをさして、だからこういう形をやるんだよというふうに。例えば、こうしたというこの頭の4文字を取っ払っちゃって、不正を未然に防止する観点からということであれば、不正そのものを防止するんだよとこういうことになるし、例えば、このような不正を未然に防止する観点からということでもやるなら、不正行為そのものをさしてそれを未然に防止するんだよと、こういうふうにもなるでしょうし、ただ、こうしたという、こういう表現になると、不正行為をした者も含めて、こういうことがあったから直すんだというふうには読み取れないわけでもない。イメージ的には非常に、船員のイメージとしては悪いということなので、ぜひこの辺を文言について、表現についてちょっとご検討いただきたいというふうに思います。このままで出されちゃうと、公に全部出ていくようになりますのでね、そういうことで、ちょっとこだわりすぎかどうか分かりませんが、そういうことでぜひお願いを

したいと思います。

石塚理事 ご指摘の趣旨は十分分かりますので、厚生労働省の資料ではありますが、本日の協議会でそういった意見があったということ踏まえて今後の説明の際には十分留意いただけるように、私の方から連絡を差し上げたいというふうに思います。

岩村委員長 よろしくお願ひいたします。それでは取扱いについては先ほどご提案申し上げた通りでよろしいということをご了承いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。ただ、議事運営をする側からしますと、やはり当日こういう形で突然議題が上がってくるというのは大変困りますので、ぜひ今後こういうことがないように。たまたま今回は非常に事務的な事項でありましたからよかったです、そうでないと非常に議事運営上困りますので、こういうことないよう、ぜひよろしくお願ひをいたします。本日の議題は以上でございますけれども、この他何かこの際ということがございますでしょうか。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。それでは、本日の船員保険協議会はこれで終了したいと存じます。次回の日程でございますが、これにつきましては事務局の方から説明をいただきたいと思ひます。

野中次長 次回の協議会につきましては7月に平成24年度の決算関係を予定しております。日程の詳細につきましては各委員と調整のうえ、後日ご連絡させていただきます。以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、本日の船員保険協議会はこれで閉会とさせていただきます。今日はお忙しいところを夜遅くどうもありがとうございます。

(了)